## 新型コロナウィルス感染症拡大による各種支援制度等について

【国の支援策】 令和2年5月8日現在

No	事 業 名	予 算 措 置	事 業 概 要	対 象 者	問 合 せ
1	特別定額給付金	新規(総務省)	国民1人につき10万円を給付 受給権者は原則、世帯の世帯主 郵送またはオンラインによる申請	全御宿町民 【基準日】 令和2年4月27日	御宿町役場 定額給付金室 0470-68-2511 0470-62-6108(5月18日 からご利用できます)
2	中小企業持続化給付金	新規(経済産業省)	る中小企業(個人事業者含)に対し給付	町内中小企業 町内個人事業者 ※医療法人・農業法人・NPO法人	中小企業金融・給付金相 談窓口 0570-783183 ※今後、専用コールセンター設 置予定
3	緊急小口資金(特例貸付)	拡充(厚生労働省)	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な 生計維持のため貸付を必要とする世帯に対し貸し付 け ・限度額:20万円以内 ※無利子・据置1年・返済期間2年以内	IIIT囚で該当する全世帯	町社会福祉協議会 0470-68-6725
4	子育て世帯臨時特別給付金	拡充(厚生労働省)	児童手当を受給する世帯(中学生まで)に対し、児童 1人につき1万円を一時金として支給	1今)(1)没亩主当党称为	御宿町役場 保健福祉課 0470-68-6716

## 【県の支援策】

	F /1.	(の人)及木1				
1	lo	事 業 名	予 算 措 置	事業概要	対 象 者	問 合 せ
	5	中小企業再建支援金	新規(千葉県)	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業(個人事業者含)に対し、最大30万円を支給 ・複数の事業所を賃借している場合 30万円 ・1事業所を賃借している場合 20万円 ・賃借している事業所がない場合 10万円 ※申請方法:電子申請または郵送	県内に本社を有する中小企業 (個人事業者今れ)	県商工労働部 経済政策課 043-223-2703

## 【町の支援策】

No	」の文張束』 ■ 事業名	予算措置	事業概要	対 象 者	問 合 せ
6	中小企業振興利子補給 (経営安定化)	新規(御宿町)	中小企業振興利子補給の上乗せ措置として、2年以内に限り2分の1を上限に追加支援 ・設備資金:3,000万円上限 ・運転資金:500万円上限 ※現に中小企業振興利子補給交付要綱の適用を受けている資金を対象とし、借り換えは除く	町内事業者で町中小企業振興利子 補給制度を利用されている方	御宿町役場 産業観光課 0470-68-2513
7	中小企業振興利子補給 (緊急対策)	新規(御宿町)	ひと月の売上が <u>前年同月比で10%以上減</u> 少している場合で、運転資金として政府が行うセーフティネット無利子貸付以外の資金を借入れした場合、5年を限度に利子相当分を助成・運転資金:500万円上限・借入期間:R2.2.1からR2.5.31まで	町内事業者で対象資金の借入れを 行った方	御宿町役場 産業観光課 0470-68-2513
8	児童扶養手当臨時特別給付金	新規(御宿町)	ひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手 当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給 ・児童1人あたり1万円(1回限り)	令和2年4月分(3月資格喪失者 含)の児童扶養手当受給者 ※令和2年5月1日現在御宿町に住所 を有する者	御宿町役場 保健福祉課 0470-68-6716
9	町水道使用料軽減措置	新規(御宿町)	住民生活及び経済活動への影響に対し迅速に対応するため、水道使用料の軽減を行う。 ※令和2年3・4月使用分について10万円を限度に軽減(公共施設・公的機関等を除く)	町水道事業加入者	御宿町役場 建設環境課 0470-68-6693
10	こども園使用料・放課後 児童クラブ負担金軽減措置	新規(御宿町)	新型コロナウィルス感染症対策に伴い、登園・登室の自粛により欠席した児童について軽減措置を行う。 ※こども園(O歳から2歳児):使用料日割り ※放課後児童クラブ:負担金日割り	おんじゅく認定こども園利用者 放課後児童クラブ利用者	御宿町役場 保健福祉課 0470-68-6716
11	諸証明発行手数料等の減免	新規(御宿町)	新型コロナウィルス感染症拡大による融資の手続き や給付金の申請に要する諸証明の発行について手数 料を減免 ※利用目的がわかる書類等を提示	全御宿町民	御宿町役場 税務住民課 0470-68-6695

- ※1 高齢者対策として、保健師による電話入れや民生委員への協力要請を実施※2 外出自粛等による運動不足等を解消するため、自宅でできる運動を紹介するチラシ(リハビリを支援する病院が監修)を作成し全戸配布